

令和5年度

第1回玉村町総合教育会議会議録

令和5年11月22日（水）

令和5年度 第1回玉村町総合教育会議 会議録

令和5年11月22日（水曜日）

議 題

- (1) 玉村町教育大綱の見直しについて
 - (2) その他
-

出席者

町 長	石 川 眞 男
教育委員会 教育長	角 田 博 之
教育長職務代理者	木 暮 朱 美
委 員	井 上 景 子
委 員	田 村 憲 夫
委 員	齊 藤 尚 樹 (遅参)

欠席者 なし

同席者

学校教育課長	根 岸 真 早 子
生涯学習課長	宇 津 木 雅 彦
学校教育課 課長補佐 兼庶務係長	金 子 英 明

事務局職員出席者

総務課長	齋 藤 善 彦
総務課 行政係長	石 関 智 彦

○開 会

午後1時30分開会

◇事務局（齋藤善彦） 皆さんこんにちは。まだ齋藤委員さんがお見えになっていないのですが、定刻となりましたので、これより令和5年度第1回玉村町総合教育会議を開催させていただきたいと思っております。はじめに石川町長よりあいさつをお願いいたします。



○あいさつ

◇町長（石川眞男） みなさん、お疲れ様です。お世話になります。本日は、総合教育会議ということですが、まずこの会議の歴史についてですが、資料2にありますように、滋賀県でいじめによる自殺事件が起きてしまったことにより、それに対して、滋賀県の教育委員会が全く機能していなかったということで、当時、日本中が感情的になって、法律改正によりこのような会議が発足されたように感じています。この名簿を見ますと、町長が主体となってという形がとられていますけども、例えば、首長選があった時に、その候補者が教育を争点にしてしまうと、一方づいた自分の思いと違った賛成反対の考えが、一方と違う形で教育の問題を争点化しかねない恐れがある。それでもし当選した場合、公約だからと言って、本当は自分でも思っていないような教育の方針を提起して教育界に対応してもらおうことになり、教育委員会もそれに付度するようなことになり首長の考えに沿ってしまうことになることは、私は非常によくはないと思っている。そういった意味において、教育委員会というのは、政治とは全く無縁のところ、子どもたちの将来に対して責任を持つ形での機能を保持していく必要があると思っております。一応、この会議は、こういうこと（首長と教育委員会とで構成される会議）になっていますけれども、抑制的であり、民主的であり、いろいろな子どもたち、地域、保護者の声を引き受けられるような教育委員会、そして総合教育会議というものが求められているのではないかと考えております。そういった意味において、私も就任して4年近く経とうとしていますが、コロナ禍で、時代は大きく変わりました。3年間のコロナ禍では、子どもたちは休校という形で学校に行くことができなかつたり、そのような中でも家庭が成り立っていたところはまだしも、様々な家庭環境の中で、子どもが本来あるべき成長の過程を過ごすことができなかつた3年間だったということも言えると思います。その中で、様々なことが起きているのは、学校現場、そして教育委員会の皆様が状況を把握しているところであり、私以上に把握されていると思っておりますけども、そういったものを踏まえて、今、玉村町の人口は、3万6千人を割って、3万5千700人くらいですが、それでも、人口が保っているのは、外国籍の方が1400人くらいと、徐々に増えてきているからこの人口が維持されているという側面もあります。そのような状況の中で、私は、その子どもたちと一緒に、またその親と一緒に生きていけるような地域を作っていくということが、これからの玉村町に求められていることではないかと思っております。そういった意味で、現在の玉村町の教育大綱を読ませてもらいますと、時勢が変わった今でも、私たちが抱えている問

題を、この理念の中で実現することができるし、多文化共生、そして若いも若きも地域で健やかに生きて、夢を全うできるような社会をつくるその基本理念というのは、この大綱の中で、できているのではないかという気がします。玉村町が一方過ぎたというか、思った以上に客観的で、普遍的で、持続的な教育環境をどうやって維持していくか、そのことに私たち、そして教育委員会の皆さんと一緒に、考えていく必要があると思います。その上において、玉村町総合教育会議、これから皆さんと一緒にその点も踏まえて議論していければと思います。よろしくお願いいたします。

◇事務局（齋藤善彦） ありがとうございます。続きまして、角田教育長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

◇教育長（角田博之） こんにちは。本日はお忙しいところ、総合教育会議のほうにお集まりいただきましてありがとうございます。いつの世もそうなんですが、教育というのは、政治的中立、継続性、安定性というのが求められています。そうした中、教育委員会部局というのは、町長部局から独立した行政委員会として事務を執行しております。教育委員会の取り組みというのは、イコール自治体としての玉村町の教育につながるものだと思っています。そういった意味で、両部局が緊密に連携をして、一般行政と教育行政と協調を図ることが大変重要だと思っています。この総合教育会議で、町長と教育委員が直接、意見交換をするということが大変意義のあることだと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◇事務局（齋藤善彦） ありがとうございます。それでは早速議題のほうに移りたいと思います。議題の進行を町長よりお願いいたします。



○議 題

◇町長（石川眞男） それでは進行をさせていただきます。事務局のほうから説明、提案があればお願いします。

◇事務局（石関智彦） それでは、事務局より説明させていただきます。私、玉村町役場総務課行政係の石関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の議題であります、玉村町教育大綱見直しについて、に入る前に、本日は、資料1～5をご用意させていただきました。まずは、その資料を簡単にご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料を1枚めくっていただき、資料1をご覧ください。玉村町総合教育会議名簿ということで、このあとの資料2、資料3で総合教育会議について説明させていただきますが、この資料1が、この玉村町の総合教育会議のメンバーとなっております。石川町長、角田教育長をはじめとする教育委員の皆さんと、事務局は総務課となり、総務課長の齋藤と、総務課行政係の石関で構成されます。また会議のオブザーバー的な立場として、学校教育課の根岸課長と生涯学習課の宇津木課長、学校教育課の金子補佐またケースバイケースで関係者等に同席していただいております。

次のページ、資料2をご覧ください。総合教育会議とは、とあります。少しだけ読ませていただきますと、総合教育会議は、平成23年に滋賀県大津市で発生したいじめ事件をきっかけに、教育委員会の見直しが行われました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律の改正により、各自治体に総合教育会議が設置され、玉村町でも平成27年に玉村町総合教育会議が設置されました。その下にズラズラと書かれていますが、簡単に申しますと、町長、教育長のごあいさつの中にもありましたが、以前は、その自治体の教育行政は、教育委員会の皆さんと学校で取り組んできましたが、その自治体の首長も重点的に講ずべき施策や子どもたちを取り巻く様々な課題と一緒に調整して考えていきたいと思いますという会議で、そのメンバーは町長と教育委員会の皆様で構成されます。そのページの一番下の段落ですが、過去の総合教育会議では、学期制について協議したり、本日のメイン議題である玉村町教育大綱を策定したりしました。また、この会議は、原則、一般町民に公開もできるものとしてまして、その場合は誰でも会議を傍聴することもでき、会議録は町ホームページでお知らせするような形を取らせてもらう予定です。

また、一枚めくっていただき、次の資料3をご覧ください。玉村町の総合教育会議設置要綱になります。主に網掛けのところをご覧ください。第2条、「会議は、町長及び教育委員会をもって構成する」、第3条「会議は、町長が招集する」、第3条の3項「会議の議長は、町長をもって充てる」、第5条「会議は公開するものとする。」、第6条「議事録を作成し、これを公表する」、第7条「会議の事務局は、総務課」とするというところで、こちらが会議の趣旨を述べ、運営についてかかれた要綱となっております。このようなことから、本日は、皆様にお集まりいただきまして、今回の議題であります教育大綱の見直しについて皆様にお諮りしたいと思っております。また、この会議は定期的で開催するものとはしては無く、例えば、何か議題があったりだとか、皆さんに集まっていたいて意見をもらいたい時に、会議を開催させていただくようなこととさせていただいております。

次のページをご覧ください。資料の4になります。こちらが、本日の議題であります、玉村町教育大綱についてですが、まず、教育大綱とはどのようなものですかというところを簡単に書かせていただきました。教育大綱とは、教育施策の一番根本となる計画で、法律にもとづき策定されるものでございます。以前に教育大綱を策定しなければならないという動向のときに、玉村町では、既に策定されていまして玉村町教育振興基本計画を教育大綱とすれば良いとの決定をしましたが、平成30年度に、当時の総合教育会議メンバーで検討した結果、玉村町としての教育大綱をやはり策定したほうが良いのではないかと、ということになり、玉村町の教育における基本理念や基本方針を定めた、玉村町教育大綱が平成31年3月に策定されました。そして、教育大綱は、玉村町教育振興基本計画や教育行政方針の上位に位置する計画で、5年ごとに見直しを行うことになっています。

1枚めくっていただき、資料5をご覧ください。こちらが平成31年3月に策定されました玉村町教育大綱でございます。平成30年度になるのでしょうか、当時の町長ほか、ここにおられる方で

は、角田教育長さんがいらっしゃり、メンバー相互に意見を出し合って、練りに練って最終的に作り上げたものがこちらだと聞いております。玉村町教育大綱は、3ページで構成されています。まず、題名「玉村町教育大綱」、副タイトルとして、「夢叶える教育のまち たまむら」と玉村町、玉村町教育行政の目指すべき将来像的な文言がここにきており、こちらが、表紙になりますが、基本理念、こうあるべきという根本的な考えということで、表紙に掲げられております。実はこの基本理念は、大綱の中に書かれているものなのですが、より強調したいという意味で、表紙にも書かれています。また、策定年月ということで平成31年3月と書かれています。一枚めくっていただき、「1教育大綱策定の趣旨」のところですが、教育大綱（以下「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の首長が教育委員会と連携し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとあります。「2大綱の位置づけ」ですが、大綱は、玉村町における教育施策の根本となる計画であり、国及び県の教育振興基本計画を参酌、比べて参考にするとともに、玉村町総合計画における教育・文化分野との整合性を図って策定しています。そこに図が描かれていますが、玉村町教育大綱が真ん中の上部にあり、その左には、同列で玉村町総合計画、右には、国の教育振興基本計画、群馬県教育振興基本計画があり、教育大綱の下には、「具体化」という矢印で、玉村町教育振興基本計画があり、それをもとに毎年、教育行政方針が作られるといった図式になっています。「3大綱の対象期間」ですが、こちらで策定から5年として、今年度が平成35年度すなわち令和5年度であり見直しの時期となっています。次のページをご覧ください。「4教育の基本理念と基本方針」ということで、表紙に強調する形で載っていましたが、こちらにも理念が掲げられています。そして、その下に基本方針が書かれています。以上、こちらが、平成31年3月に策定した玉村町の教育大綱となります。

次に、本題の議題に入りますが、先ほどご説明申し上げた通り、今年度末で平成30年度に策定した大綱が見直しの時期に来たということで、改めて玉村町教育大綱を見つめ直しますと、情勢は確かに5年前と事情は変わっているところも大きくあると思います。玉村町の総合計画も第6次が令和3年度に策定され、町としての計画も変わっている中、やはり教育大綱も見直しを図るのが筋なのかなと思います。先ほど、町長のあいさつの中でも、多文化共生だとか、コロナ禍での子どもたちに対する心配の声もありました。それらは現在の情勢の中で生まれた課題なのかなと言えます。大綱の3ページの上部に描かれた基本理念というのは、あまり変わることはない、こうあるべきという根本的な考え方なんだと思いますが、この基本方針というのは、例えば、環境がこうなってきたからこうしていこうという風に、今回のような5年というサイクルで、先ほど触れた多文化共生だとか、コロナ禍での子どもたちを心配することをカバーするような内容に変えてもいいのかなとも思いますし、より具体的なものを掲げてもいいのかもしれませんが、平成30年策定検討当時にも、当初の素案作成時に、具体的な案も出たと聞いています。しかし、先ほどの位置づけにもありましたとおり、この教育大綱は、既に存在する振興基本計画や毎年作られる教育行政方針の上

に位置するものでして、そこでは、より具体的な計画や目標を掲げているものですから、この教育大綱というものについては、そこまで具体的な文言を入れたりとかしなくてもいいのではということで、最終的に、このような形になったのかなと思っております。ついては、見直しの時期ということで、文言とか内容の見直しをしてもいいかとも思うのですが、今の情勢の内容についても、この今ある基本理念と基本方針にてカバーできるのではないかという考えで、われわれ町長部局ではですね、引き続き、この理念と方針、変えずに、このまま次の時代もこのままでいかせていただければというふうに思っております。ついては、日付が平成31年3月となっておりますが、そこを更新というようにするのか、表記を変えるのか、そこは後で検討させていただきますが、内容としては、このままでまたいかせていただき、その下に位置する、教育振興基本計画ですとか、教育行政方針を、時代に合わせた具体的ものに作り替えていただければいいのかなというように思っております。整理いたしますと、教育大綱の見直しということで、本日、議題を掲げさせていただいたんですけども、引き続き、このままの文言、内容で、次の時代も行かせていただけたらということで、町長部局からの案とさせていただきます。

本日、参考となる資料も特に用意しない中で、教育委員の皆様は、何かご意見ありますか、とお諮りするのもしし訳ないと思うのですが、もし何かご意見等ございましたら、よろしく願いできればと思います。雑ぱくで申し訳ありませんが、事務局の説明、提案は以上となります。

◇町長（石川眞男） 事務局の説明が終わりました。私たちは、教育の理念というものは、大きく構えて将来に渡って持っていく必要があるし、その都度、今ある様々な課題の解決は、理念に基づいて対応していく中で、解決法を導くことが、計画的な将来に希望をつなぐ教育に持っていけるのではないかと考えております。今、事務局案が示されましたけども、そのようなことでよろしいでしょうか。大綱の文言はこのまま維持していくと、その他の様々な具体的なことについては、教育振興基本計画等で具体的に対応していくということで進めていきたいと思っております。事務局案でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

◇町長（石川眞男） 事務局案どおりに教育大綱が了承されました。

その他ということで、何か他のことで何かありますでしょうか。せっかくの機会ですので、玉村町の教育のことで、見直ししていきたいといったことなどありましたら、せっかく、玉村町という一つの自治体で、玉村町の教育の責任を担うということもありますから、地域の独自性というものがあるのもいいと思います。そういうことを踏まえて教育委員会の皆さんといろいろ協議しながら、子どもたちが元気になる、そして、地域全体で子育てをするような環境をもっともっと作っていく形になるのではないかと考えております。

◇委員（田村憲夫） 先ほどの説明で大変理解はできました。趣旨というのは冒頭にもありましてとおり、平成23年の滋賀県のいじめの事件から始まって、正式に法的な整備がされたということで

すけれども、最後に基本理念ということで、難しい文言で書かれており、これは少し意味が違うかもしれないですが、子どもたちが日々成長していく過程において、何が一番ネックになるのかというのは、先ほどあったように滋賀県のいじめみたいなことだと思います。玉村町でも、ご多聞にもれず、同じような事案が、明日発生するかもわからない、1年経っても2年経っても発生しないかもわからない、しかし、もし発生した場合には、どのような具体的な系統図があるのか。もしあるならば、それが例えば今年が良いけれど、来年は違った犯罪が発生するかもわからない。その犯罪に対して、今まで構築されている系統図が活きるかということについての再確認というものは、この中に含まれているということですか。

◇町長（石川眞男） あまり細かく書いてしまうと、大綱というより細則みたいなものになってしまう。当然、この中に、家庭学校地域それぞれの役割を果たして総合に連携協力していく、教育について考えていくということもありますし、この中に全部含まれているとみたほうがいいと思うんですよね。いろんな事件、事故が起きていますが、今ここに集まっている私たちではなくて、逆に、事件とか事故を起こした当事者に言わせると、一番辛いのは「無関心」なんですね。無関心を私たちが持ち続けるという、「一緒なんだよ」っていう、そういうものを発信できるような教育委員会、玉村町にしていくという意識を持って、日々取り組んでいけたらと思います。

◇委員（田村憲夫） 確かにそうだと思います。

◇町長（石川眞男） つながっていく、理解し合うということでしょうか。



○閉 会

◇町長（石川眞男） それでは、本日予定していた議題が終わりましたので、これにて閉会したいと思います。ありがとうございました。

午後1時59分閉会